

**【文書名】**

○全県一署制による刑事部捜査員運用要領の制定について

(令和5年7月13日付け香刑企第437号)

**【概要】**

犯罪の広域化・スピード化等捜査環境が一段と厳しさを増している現状を踏まえ、大量の捜査員による集中捜査、広域捜査を要する場合には、署の管轄を越えた迅速かつ強力で全県的な捜査活動を推進する必要があることから、必要な事項を定める。